

広島市開発登録簿調書

登録番号 ⑪ 16

当 初 許 可	開 発 許 可		番 号	広島市指令整定第 158 号		変 更 許 可	番 号	年 月 日	内 容	
			年 月 日	平成 2 年 10 月 31 日						
	開 発 許 可 を 受 け た 者		住 所	広島市安芸郡府中町八幡四丁目 4 番 9 号						
			氏 名	南八幡地所代表取締役 織田明正						
	工 事 施 行 者		住 所	広島市中区鶴見町 3 番 16 号						
			氏 名	株式会社広島支店 取締役支店長 中山 敦雄						
	許可に基づく地位の承継	承継または受 理	番 号							
			年 月 日	平成 年 月 日						
		承継した者	住 所							
			氏 名							
		工事施行者	住 所							
	開発行為の概要		氏 名							
		承 継 の 原 因 等								
		開発区域に含まれる地域の名称および地番	東区中島南一丁目 19~24, 19~42, 25~3, 26~28~2, 31~1/2 の各一部並に 28~1, 29~1, 29~2, 29~3, 29~4, 29~5, 29~6, 29~7, 29~8, 29~9, 29~10, 29~11, 29~12, 29~13, 29~14, 29~15, 29~16, 29~17, 29~18, 29~19, 29~20, 29~21, 29~22, 29~23, 29~24, 29~25, 29~26, 29~27, 29~28, 29~29, 29~30, 29~31, 29~32, 29~33, 29~34, 29~35, 29~36, 29~37, 29~38, 29~39, 29~40, 29~41, 29~42, 29~43, 29~44, 29~45, 29~46, 29~47, 29~48, 29~49, 29~50, 29~51, 29~52, 29~53, 29~54, 29~55, 29~56, 29~57, 29~58, 29~59, 29~60, 29~61, 29~62, 29~63, 29~64, 29~65, 29~66, 29~67, 29~68, 29~69, 29~70, 29~71, 29~72, 29~73, 29~74, 29~75, 29~76, 29~77, 29~78, 29~79, 29~80, 29~81, 29~82, 29~83, 29~84, 29~85, 29~86, 29~87, 29~88, 29~89, 29~90, 29~91, 29~92, 29~93, 29~94, 29~95, 29~96, 29~97, 29~98, 29~99, 29~100							
		開 発 面 積	4678.57m ²							
予 定 建 築 物 の 用 途		集合住宅								
宅地区画および戸数	110戸									
区域および地域等	区 域	市街化区域・市街化調整区域								
	地域・地区	住居地域								
法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容	・建ぺい率 ・容 積 率 ・高さの限度 ・壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)									
予 定 工 期	着 手	許可の平成 2 年 7 月 以内		月 日						
	完 了	許可の平成 2 年 8 月 以内		月 日						
	検 査	平成 3 年 5 月 2 日								
工 事 完 了	公 告	平成 3 年 5 月 2 日								
						備 考				